



埼玉県マスコット  
「コバトン」・「さいたまっち」

# 配偶者等からの暴力防止 及び被害者支援基本計画

(第4次)

概要版

平成29年3月

彩の国  埼玉県

# 1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。外部からその発見が困難な家庭内や個人的な関係において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者（性別は問わない。以下同じ。）に罪の意識が薄いという傾向が見られます。このため、周囲も気がつかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があり、被害者の救済が困難な状況にあります。

DV対策に当たっては、被害者だけでなく、配偶者等からの暴力が行われている家庭の子どもや親族に及ぼす影響も見逃すことはできません。被害者が自らの意思に基づき、安全に安心して平穏な生活を送ることができるよう、関係機関等が連携を図って、被害者が必要とする支援を行うことが重要です。

本計画は、これまでの取組を一層進めるとともに、市町村の取組に対する支援を充実し、県全体のDV対策を推進するため、新たな「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」として策定しました。

# 2 計画の位置付け

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項の規定に基づき、国の基本方針に即して策定する埼玉県的基本的な計画です。
- 「埼玉県男女共同参画基本計画」の基本目標「女性に対するあらゆる暴力を根絶する」を目指すための計画として位置付けます。
- 市町村など関係機関や民間の支援団体と相互に連携して施策の推進に取り組むための計画です。

# 3 計画の目標

## 配偶者等からの暴力を許さない社会の実現

- 基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進【啓発・予防（教育）】
- 基本目標Ⅱ 被害者の安全確保と支援体制の充実【相談・保護】
- 基本目標Ⅲ 安心して生活再建するための自立支援の充実【自立支援】
- 基本目標Ⅳ 子どもの安全確保と健やかな成長への支援
- 基本目標Ⅴ 民間団体との連携・協働の推進
- 基本目標Ⅵ 施策の推進に必要な調査・研究

## 4 計画の期間

平成29年度(2017年度)から 平成33年度(2021年度)までの5年間

## 5 計画を推進するための基本的な視点

- 被害者の立場に立った切れ目のない支援
- 関係機関等の連携
- 被害者及びその関係者に対する安全の確保への配慮
- 地域の状況の考慮

## 6 計画の対象とする暴力

- 配偶者（事実婚、元配偶者を含む）からの暴力
- 交際相手からの暴力
- 特定の相手からの暴力

### ■ 身体的暴力

殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの

### ■ 精神的暴力（経済的暴力を含む）

心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの

### ■ 性的暴力

嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないと  
いったもの

## 7 計画の推進体制

- 庁内の関係課所で構成する「DV対策推進庁内会議」において、本計画の推進、連絡調整、進行管理及び各施策の検証を行います。
- 庁内外の関係機関で構成する「埼玉県ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連携会議」において、本計画の推進状況等に係る意見聴取を行います。また、被害者支援に当たり、関係機関の連携体制の構築を図ります。
- 県が設置する苦情処理機関「男女共同参画苦情処理機関」において、DVに関する県の施策や人権侵害事案について、県民からの苦情申出を適切かつ迅速に処理します。

# 暴力を許さない社会づくりの推進

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を広く社会に徹底するとともに、暴力を許さないという意識啓発を継続的に行っていきます。

また、若年者がお互いに相手を尊重する関係を築き、DVを未然に防ぐための取組を行います。

## 1 県民への意識啓発と地域における理解の促進

## 2 暴力防止に向けた学校教育等の推進

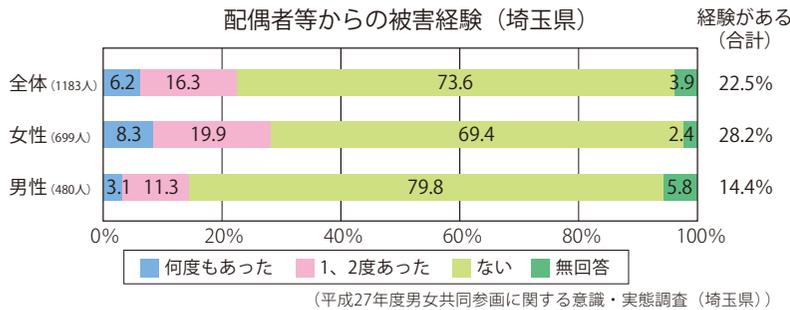
## 3 若年者に対する予防啓発の推進 【重点1 デートDV 防止啓発の推進】

## 4 子どもに及ぼす影響に関する理解の促進

### デートDVとは

交際相手からの暴力のこと。  
身体に対する暴力に限らず、相手の気持ちを考えずに自分の思いどおりに支配したり束縛したりしようとする態度や行動もデートDVに当たります。

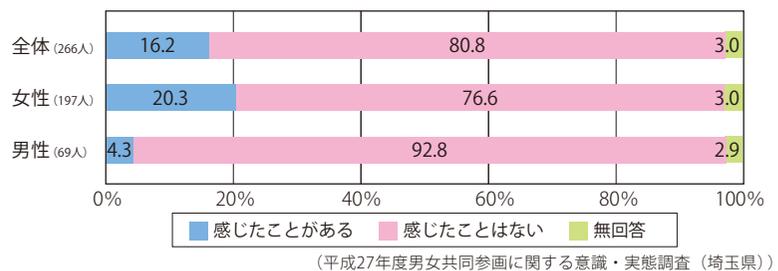
配偶者等からの被害経験（埼玉県）



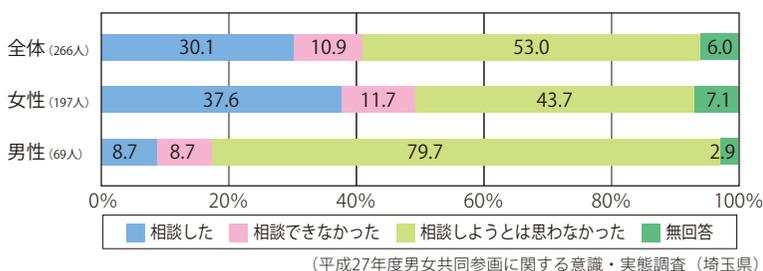
何らかの暴力の被害経験がある人  
5人に1人  
(女性 10人に3人(28.2%))

被害経験のある女性のうち5人に  
1人(20.3%)が、命の危険を感じたことがある

DV被害によって命の危険を感じた経験（埼玉県）



暴力に関する相談（埼玉県）



被害経験のある人のうち、  
相談した人は約3割に過ぎなかった

# 被害者の安全確保と支援体制の充実

被害者の生命身体の安全を確保するとともに、被害者の意思を尊重した支援を行うため、関係機関と連携し、相談・保護体制の整備・充実を図っていきます。

## 1 早期発見のための取組強化

## 2 警察における被害防止活動の推進

【重点2 警察における加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置】

## 3 相談体制の充実

【重点3 市町村における相談機能等強化への支援】

【重点4 若年者向けの相談体制等の充実】

## 4 保護体制の充実

【重点5 一時保護施設の機能強化と被害者への支援体制の充実】

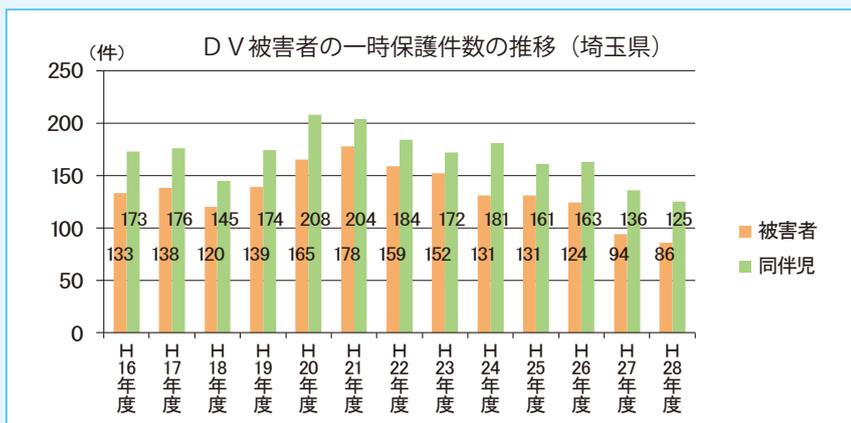
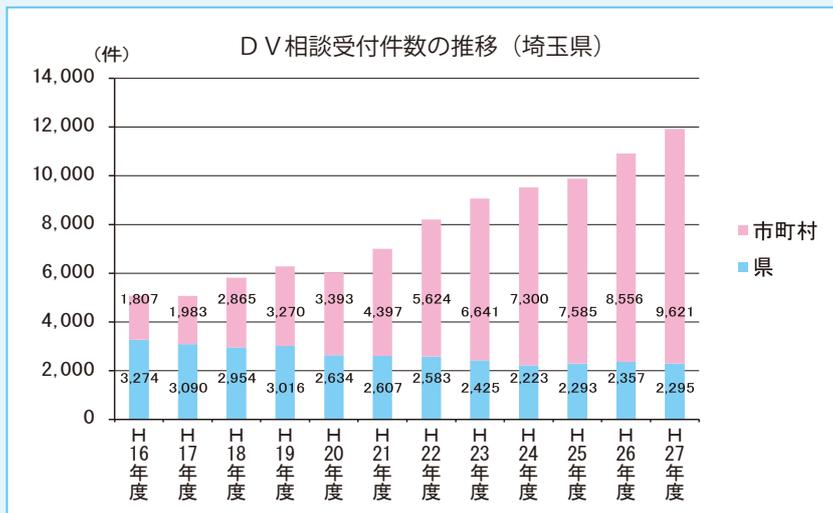
## 5 外国人、障害者、高齢者への支援

## 6 関係機関の支援ネットワークの充実

## 7 被害者に関する個人情報の保護

## 8 職務関係者の配慮と資質の向上

県全体では相談件数は増加  
過去10年で倍増



21年度をピークに一時保護件数は減少傾向  
同伴児数が被害者本人の数を上回っている

## 安心して生活再建するための自立支援の充実

被害者が新たな場所で自立するために必要な住宅の確保、経済的基盤の確立、心の回復（ケア）、子どもの養育などについての支援を継続的に行います。

### 1 住宅の確保に関する支援

### 2 心の回復に関する支援

【重点6 DV被害者とその子どもに対する心のケアの実施】

### 3 就業に関する支援

【重点7 就業支援・職業訓練施策による支援】

### 4 経済的な支援

### 5 法的手続に関する支援

### 6 地域における支援協力者への支援

### 7 継続した支援

【重点8 安定的な自立に向けての継続的支援】

【重点9 民間団体による継続的自立支援】

## 子どもの安全確保と健やかな成長への支援

子どもの虐待や背景にあるDVを早期に発見し、被害者と子どもの安全確保を図るとともに、傷ついている子どもの心のケアを行い、健やかな成長を支援します。

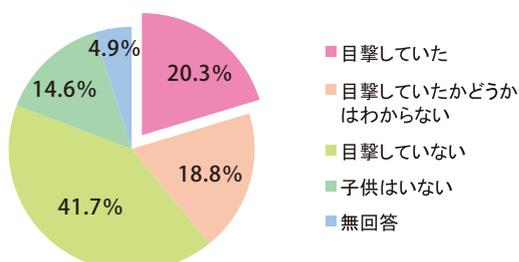
### 1 早期発見と安全確保

### 2 心身の健やかな発達への支援

### 3 保育・就学・学習支援

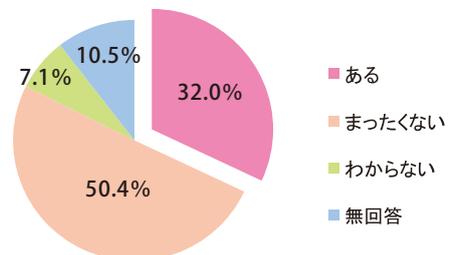
【重点10 一時保護施設における保育・学習支援の充実】

DVを目撃した子ども



(平成27年度男女共同参画に関する意識・実態調査 (埼玉県))

DV加害者の子どもへの加害行為



(平成27年度男女共同参画に関する意識・実態調査 (埼玉県))

## 民間団体との連携・協働の推進

DVの防止と被害者の保護・自立支援対策を推進するためには行政だけでは限界があり、被害者の個々の事情に応じたきめ細やかな対応において、DVの問題に取り組んでいる様々な民間団体と協働していくことが必要です。そこで、民間団体の貴重なノウハウや人材の蓄積を生かしつつ、行政と相互に補完し関係機関が連携して適切な支援を行うための体制の強化とネットワークづくりを推進します。

### 1 民間団体との連携・協働の推進

【重点11 事業活動への支援】

### 2 民間団体の育成・支援

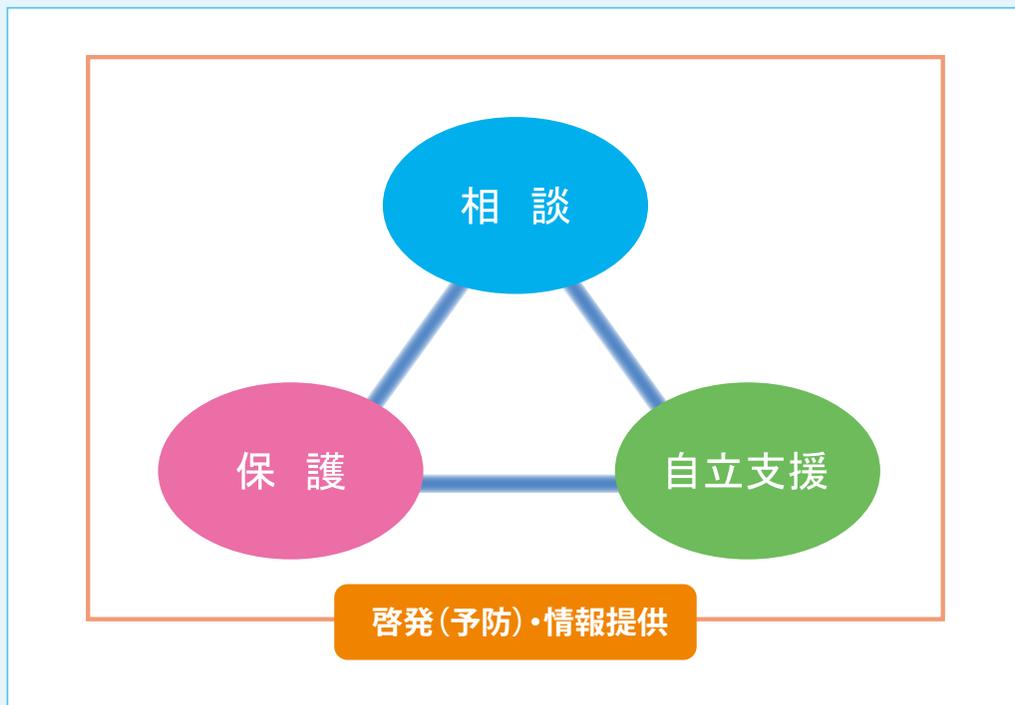
#### 民間団体の活動

- ・DV防止普及啓発
- ・被害者の自立支援（同行支援等）
- ・シェルター等の運営

## 施策の推進に必要な調査・研究

外国人被害者への支援、被害者とその子どもの心理的支援、加害者対策などの課題について、調査研究を行います。

## D V 施策



# DV被害者支援の流れ

相談したい・加害者がいないところへ逃れたい

加害者を  
引き離してほしい

**配偶者暴力  
相談支援センター**

市町村配偶者暴力相談  
支援センター  
埼玉県婦人相談  
センター  
埼玉県男女共同参画  
推進センター  
(With You さいたま)

- ・相談受付・自立支援
- ・DV関係証明書の発行
- ・保護命令制度の  
情報提供

**市町村  
DV相談窓口**

**県・市  
福祉事務所**

- ・相談受付
- ・自立支援

**警 察**

**相談の受理、措置**

- ・暴力の制止
- ・被害者の保護
- ・暴力による被害の  
発生を防ぐための  
措置
- ・被害者の意思を  
踏まえた検挙
- ・相手方への指導、  
警告

**地方裁判所**

- ・保護命令申立ての受付

**保護命令の発令**  
(身体に対する暴力又は生命・  
身体に対する脅迫に限る)

- 被害者、子、親族等へ  
の接近禁止命令  
(6か月)
- 退去命令(2か月) 等

**加害者**  
命令に違反すれば、1年  
以下の懲役又は100万円  
以下の罰金

**一時保護**  
(民間シェルター等に委託もあり)

**民間支援団体**  
・相談受付・自立支援

## 相談窓口 ※いずれも相談は無料・秘密厳守

■ **埼玉県配偶者暴力相談支援センター**

- ・埼玉県婦人相談センターDV相談担当  
TEL 048 (863) 6060  
月～土曜日 9:30～20:30  
日曜日・祝日 9:30～17:00  
※12/29～1/3は除く
- ・埼玉県男女共同参画推進センター  
(With You さいたま)  
TEL 048 (600) 3800  
月～土曜日 10:00～20:30  
※12/29～1/3、祝日・第3木曜日を除く

■ **埼玉県福祉事務所**  
月～金曜日 9:00～16:00  
※12/29～1/3は除く

- ・東部中央福祉事務所  
TEL 048 (737) 2359
- ・西部福祉事務所  
TEL 049 (283) 6800
- ・北部福祉事務所  
TEL 0495 (22) 0101
- ・秩父福祉事務所  
TEL 0494 (22) 6228

■ **各市町村  
DV相談窓口**

■ **最寄りの警察署**  
**緊急の場合は  
迷わず110番**

### 埼玉県県民生活部男女共同参画課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 TEL 048 (830) 2925 FAX 048 (830) 4755  
E-mail a2920@pref.saitama.lg.jp http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0309

